

リーダーの為の研究誌

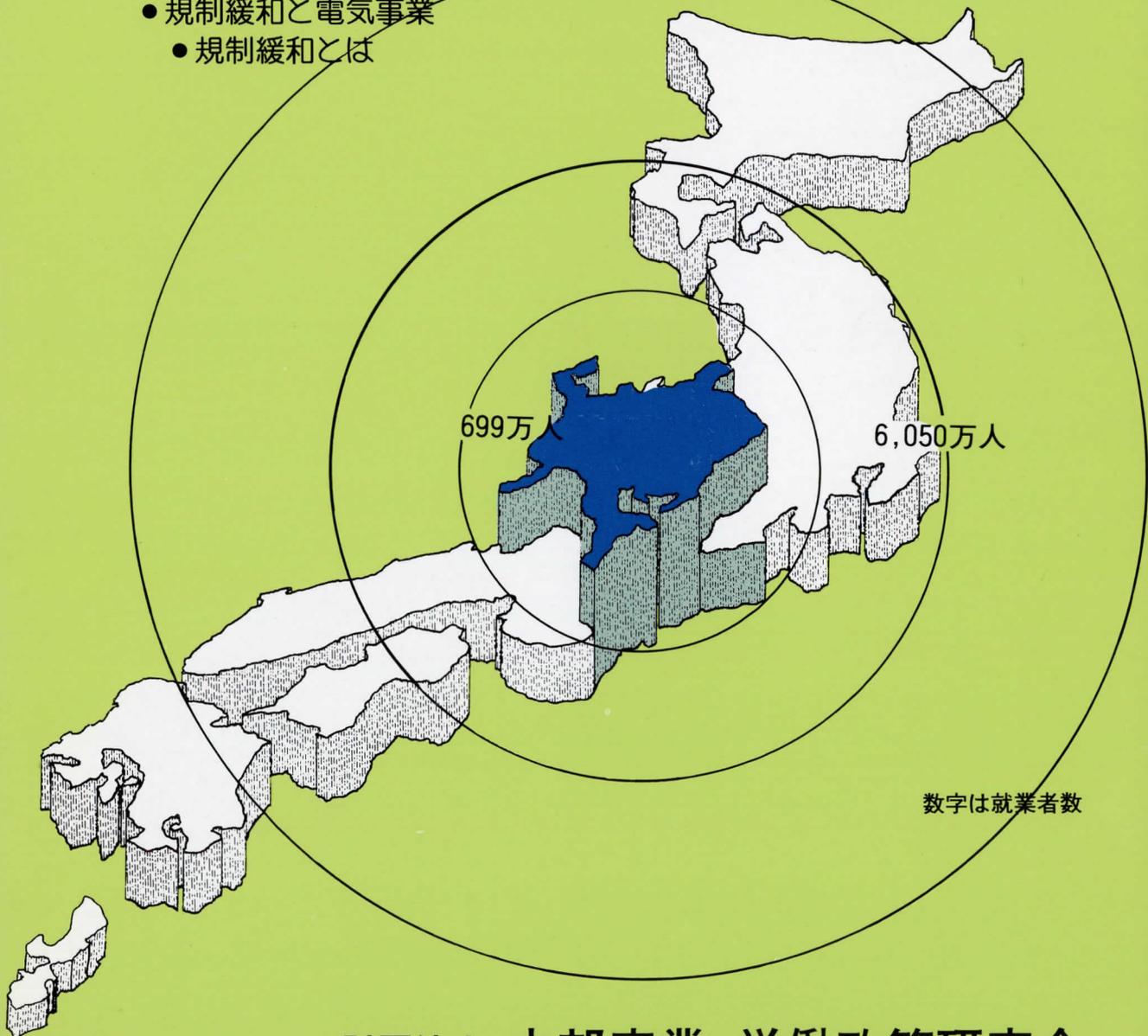
1989

No. 2

PRINTEMPS

産政研

- 多様化への対応～画一主義からの脱皮
 - 発言 小池和男氏「日本のなかの多様性」
 - 外国人教授が見た日本そして日本の労使関係
 - 規制緩和と電気事業
 - 規制緩和とは



財団法人 中部産業・労働政策研究会

表紙の数字

昭和62年10月1日時点（最新の公表データ）における15才以上の就業者数。

〈実数〉

（万人）

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全 国	6,050.2	500.9	2,040.6	3,495.4
富 山 県	59.1	4.9	23.4	30.7
石 川 県	59.0	4.2	20.6	34.2
福 井 県	44.0	3.6	17.6	22.8
岐 阜 県	107.7	6.7	47.3	53.8
愛 知 県	340.0	15.8	143.7	179.7
三 重 県	89.4	7.8	34.2	47.3
6 県 の 合 計	699.2	43.0	286.8	368.5

〈第1次・2次・3次構成比〉

	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全 国	100 %	8.4 %	33.8 %	57.8 %
富 山 県	100 %	8.4 %	39.6 %	52.0 %
石 川 県	100 %	7.1 %	34.9 %	58.0 %
福 井 県	100 %	8.2 %	40.0 %	51.8 %
岐 阜 県	100 %	6.2 %	43.8 %	50.0 %
愛 知 県	100 %	4.6 %	42.5 %	52.9 %
三 重 県	100 %	8.8 %	38.3 %	52.9 %
6 県 の 合 計	100 %	6.3 %	41.0 %	52.7 %

巻頭言	「多様化への対応」 P. 2
発 言	「日本のなかの多様性」 P. 4
インタビュー	「外国人教授が見た日本， そして日本の労使関係」 P. 6
研究員レポート	「規制緩和と電気事業」 P.15
データ	規制緩和とは P.22
講演要旨 I	「高齢化（雇用）対策の焦点」 P.34
" II	「松下電器労組の高齢化対策について」 P.35
産政研だより	'89年1月～4月末までの主な活動 P.36



多様化への対応

(財) 中部産業・労働政策研究会

理事長 梅村志郎

労働組合をめぐる環境条件の変化

変化の時代といわれて久しいが、労働組合をめぐる環境条件の変化は極めて多様でありその内容は深い。日本が経済大国として今日の繁栄をみることができるようになったのは、労使関係が柔軟かつ弾力的に対応し協力関係が保たれてきたことが大きいことは大方の認めるところであろう。そしてこの日本の労使関係は、日本の経営の特徴といわれている『企業別組合』『終身雇用』『年功序列』といういわゆる三種の神器によって支えられてきたという見方ができる。

しかし、この日本的経営も既に『終身雇用』や『年功序列』は変容を見せてきており、組合活動の基軸をなしている『企業別組合』もその活動のあり方に変革が求められてきている。

全国レベルでは連合が発足し、地方組織の整備が進む中で、活動の内部化と外部化という新しい行動基準の確立が求められているが、ここでは『多様化』『個別化』といった用語で示されている組合員の意識や要求の変化に対応した活動のあり方に注目したい。

組合員の欲求の拡散

経済水準が低く国民生活レベルが豊かでなかった時代には、組合員の欲求は所得を増大させ生活水準を向上させることに集っていた。その限りでは組合員はみんなが同じ存在であるとして把えることが可能であったし、大衆としての一つの層をつくり上げていたといえる。だが、高度成長によって賃金水準が上昇し、一定の経済的水準が保障されるようになって組合員の欲求は広がってきた。しかもその広がりには、『世代間』『男女間』など従来の属性面でのバラツキではなく『組合員一般の欲求が多様化した』というものである。

一律・平均主義の限界

労働組合の活動はこれまで、少なくともテーマエとしては一律・平均主義を行動原理としてきた。そしてその前提として組合員を大衆としての平均像で把えて活動をしてきたといえる。だが、既にのべたように一定の生活レベルの実現を背景として組合員の欲求は広がってきている。

こうした変化に対応して組合は、取り組むテーマの拡大を始め組合用語の廃止や、組合旗や組合歌をかえたり、福祉制度や共済機能の充実・拡大など盛りだくさんのメニューを用意して活性化にむけた活動を積極的に進めている。そして、それなりの成果を挙げていることも確かである。しかしこれらは、欲求の多様化に応える手段としては有効であるが反面、これまで組合活動を支えてきた『原理』ともいべき一律・平均主義を否定することになりかねない。

こうした基本問題をタナ上げにして、いたずらに目先の機能論に走るだけでは、当面の事態は切り抜けることができても、中長期的に見れば社会集団としての発言力も、存在価値も色あせて労働組合はその生命力を失うことになりかねない。

労働組合は『社会的存在』であり、統合力をもった社会集団としての1つのパワーを持った存在でなければならない。これまで、一律・平均主義のもとで役割をはたしてきた労働組合の行動原理があらためて問われているということである。

画一主義からの脱皮

これまで組合活動を支えてきた最も基本的な前提は、雇用契約が個別に結ばれるなら労働者はお互いに競争関係に置かれ、労働条件は切り下げられてしまう。そこで労働者は、団結して（組合を結成して）競争を制限し、集団的な交渉によって労働条件を確保・改善する。労働組合の存在理由はここにあると理解してきた。この基本的な理解が変わるとい

うものではないが今日的な変化は、こうした理解にもとづく画一主義では対応できない状況が生れてきているということである。

例えば、労働時間問題を考えて見ても、国際的な公正基準や生活にゆとりを作り出すというマクロの視点では画一的な合意を得ることができる。しかしミクロの視点では現業部門と事務・技術部門の欲求は必ずしも一致しない。高度にシステム化された現業部門では、時間管理は大きな要素となる。一方事務・技術部門では時間管理よりも仕事のやり方、やりがいに対する欲求のウェイトが高くなる。こうした現実の中では、従来の枠組における画一的な対応はもはや意味をもたなくなってくる。

一律・平均・画一主義が組合活動を支える基本的な行動原理であることには変わりない。問題はこうした原理の中で、いかにして個別主義をカバーした枠組をつくり上げていくかである。それにはいくつかのことが考えられるが、その1つとして『差』を正当な『差』として認知することである。『差』があっても我々は同じ』という精神的一体感を醸成することであり『差異化こそ公平』と理解されるような公平化を進めることである。

組合は配分に弱いとよくいわれる。納得できる差とは何かということについて真剣な論議をおこなうことである。この論議をおこなうことによって真の意味での平等とは何かを探ることになり、ひいては拡散する組合員を新たな論理によって再統合する道を切り拓くことになるかと確信する。



日本のなかの多様性



法政大学経営学部教授

小池 和 男

私は1974年ごろウイソコンシン大学の客員教員をつとめたことがある。当時この大学は研究室が手ぎまで、イギリスから来ていた同じ客員教員と2人一室であった。それも、東京以外の日本の大学の研究室よりはるかに狭かった。ウイソコンシン大学は美しく広いキャンパスで有名だし、事実そのとおりににはちがいはないが、内情はこうしたものであった。

この稿では研究室のせまさをいうのが目的ではない。相棒の働きぶりをいうためであった。狭い研究室だから、その仕事ぶりは実によくわかる。まことにすさまじいばかりの集中ぶりなのだ。私なら一時間かそこら経つと、すぐ仕事から手をはなし、別の本をみたり、廊下にてで一服したりする。ところが相手の方は、少なくとも3時間は文字通りわき目もふらず集中する。昼休みも短い。私ならぶらりと町の方にて、小ビンのビールと焼いたソーセージという、ちょっとした昼食を食べ、つづいて町を散歩したりする。かれは家

から持参の小さなサンドウィッチと、これまた小さなリンゴをかじって、それで終り、すぐまた仕事にとりかかる。その集中が夕方まで続く。7ヵ月いっしょで、どちらも毎日研究室に出勤してきたが、このペースは全く変わらなかった。

こうした働きぶりは彼ひとりのものではない。ウイソコンシンのキャンパスでみるかぎり、実に多くのひとが散々として励んでいる。昼食も、コーラ一杯と手軽なサンドウィッチでそそくさと済ませてしまう。他方私は日本各地でいろいろな大学に勤めたが、概してウイソコンシンからみれば、のんびりしている人が多く、日本人の方がよく働くとは、とうていいえない。

大学の例だけではかたよりすぎようが、職場の例をあげるには紙面のスペースが足りない。私がいいたいのは、日本人だからよく働くとはいえない、ということである。日本には勤労を善とする独特の「文化」があり、それで多くの人がよく働くという議論への疑問

である。どうやら、どの国にもよく働く人もあれば、ゆっくりする人もあり、ある時代にある国では、よく働く層が比較的多いか、とといった程度にすぎないのであろう。

こういうと、いや労働時間が日本が2、3割も長いのはどうなるのか、また余暇のつかい方を知らない人が多いではないか、といわれよう。労働時間については、統計資料の丁寧な吟味が必要で、とてもここでは展開できず、一言書きとめておく。

労働時間で良質な統計は昔からの週実労働時間についてのものだけであり、その限りでは日本は西欧とあまりかわらない。せいぜい5%くらい長いだけであらうか。ここには残業も週休も入っているから、年間に直すには、その他の休日（これは日本の方が多い）、有休、欠勤率の統計が必要である。ところが、私の知るかぎり、有休・欠勤率についてよい統計のある国を知らない。つまり、本当のところはまだわからないのだ。私の観測では、日本の方が西欧より長いのは動かせなくとも、いわれるほどの差はないのであろう。そもそも失業に苦しみ残業の少なくなった国、欠勤率の高い国と、そうでない国とを簡単に比較して、勤労観の問題に帰着させては浅薄にすぎよう。

余暇についてはなお疑問が多い。よく日本人は余暇のつかい方を知らないといわれるが、はたして本当だろうか。たとえば、和歌、俳句をたしなむ人口ひとつをとっても、まことに多い。いったい作詩などというよう

な高度な余暇活動を、これほど楽しむ人が他国にあるのだろうか。私が垣間みたかぎりでは、とてもそうは見えない。家に知人を呼び夜おそくまで飲んでだべる、というのがよく見られた消暇法であった。もちろん、日本にも、似た方法をとる人も多い。

和歌、俳句があまりに日本的というなら、たとえば西洋起源の楽器をひいて楽しむという活動をとってもよい。わたくしの友人で自分も手すさびに作曲する音楽好きの滞独5年の観察によれば、いまやピアノ、バイオリンのひき手は日本が断然多かろう、という。それはまたヤマハのひとの話とも合う。楽器の製造・販売の経験から、どうみても西欧より日本の方が楽器をひいて楽しむ人が多そうだという。

もちろん、日本にも、和歌をよまず俳句もひねらず、楽器もたのしまず、趣味をもたない人も多い。私のいいたいのは、まことに単純で、勤労観や余暇観などで一刀両断にものごとを切っては、本当のところはわからなくなる、ということである。おそらく、どの国でもかなり大きな多様性があり、よく働く人、余暇をよく楽しむ人、あまり働きに重きをおかない人、趣味の乏しい人などさまざまあり、単純に平均をみては危ない。勤労観、余暇観などと日本を簡単に一括せずに、日本のなかの多様性に目をくぼり、他国にも知らせていくことが大切ではなかろうか。

【(財) 中部産政研 顧問】



外国人教授が見た日本 そして日本の労使関係

— 南山大学経営学部客員教授ソロモン・B・レヴィーン氏に聞く —

最近国際化という言葉が実感できるように街でもオフィスでも外国の方を良くみかける。産政研の事務所へも先般オーストラリア、ニュー・サウスウェールズ大学組織行動学教授B・フォード氏や韓国ソウル大学法学部教授朴世逸氏がお立寄りになり相互の労働問題などについて意見交換したりしている。

今や世界はボーダーレスの時代にあって海外での生産も本格化し、日本の労使関係が注目をあび、“経済大国日本”の原動力の秘密はこの辺にありそうだと見られている。

こうした中ですでに40数年前から日米相互の理解のため、労使関係、労働経済、国際企業論などの分野を調査・研究してご活躍されているアメリカ人がいる。ソロモン・B・レヴィーンさん。このほど南山大学客員教授として赴任されたばかりのところ、大学研究室を訪ね、最近の日米の労使関係など一端をお聞きした。

レヴィーン氏のプロフィール

南山大学経営学部客員教授

ソロモン・B・レヴィーン
Solomon B. Levine



1920年ボストン生まれ。42年ハーバード・カレッジ卒、47年ハーバード大学経営学修士、51年マサチューセッツ工科大学産業経済学博士。1949～69年イリノイ大学労使関係学部で研究助手をふりだしに、教授、そしてアジア研究センター所長、国際比較センター所長。69年～88年ウィスコンシン大学経営・経済学教授、同大学東アジア研究計画委員長。今年1月から2年間の予定で南山大学客員教授に着任。

最近の主な著書として「日本の産業発展における人的資源」

Levine, Solomon B. and Hisashi Kawada, Human Resources in Japanese Industrial Development.

Princeton : Princeton Univ. Press, 1980.

一段と進む国際化、 自動車産業の成長が中部圏の発展に

——— 今日のご着任早々でお忙しいところお時間をいただきましてありがとうございます。先生は何回か日本へおいでになられて大変日本通でいらっしゃるとのことですが、日本の印象なり、お感じになられた点について、まずお聞かせ下さい。

〈レヴィーン氏〉 本日はこういうふうにお会いして、このような問題についてお話する機会を与えていただきましたことを大変感謝しております。

私は日本の労使関係につきましても、従来にも増して非常に興味を持っており、また、中部産政研の仕事についても大変興味を持っております。

日本の一般的な印象についてですけれども、何度か日本に滞在しましたが、ほとんどは関東地方で過ごしましたので、どちらかと言うと、そちらの方に印象が片寄っているかもしれません。ただ、名古屋も含めて日本のその他の地区にも何度か訪問する機会がございました。名古屋につきましても第2次大戦

直後の1945年に、はじめて訪問したことがございます。その1945年は、名古屋も含めて日本は戦争で非常に荒廃し、破壊されているという状況でした。ですから現在の状態をみると非常に再建が進み、素晴らしく再開発が進んだと感じています。

名古屋の再開発については、日本の発展のひとつのいい例であると考えます。日本の他の都市と比較しても、非常にうまく再開発が進んだところではないかという印象を受けております。再建のための努力を非常にほめられたらと感じております。これを可能にしたのは産業の回復、発展であり、とくにこの地区では自動車産業の成長が大きく寄与したのではないかと認識しております。

もうひとつの大きな印象としまして、日本人がかつてと比べて、世界の状況についてよく知っているようになったこと、それから教育のレベルも、一段と向上していると感じています。

一極集中が物価・コスト高を生む もっと円高メリットを生かせ

——— 日本は最近、円高になって困るということが言われています。実際にかつてに比べるとかなり円高になっているわけです。平均レベルで見ると日本の賃金は円高によって世界のトップレベルになったと云われていますが、日本の生活面では物価も高いという

ことのほか、今いろいろと困っているわけですが、先生は以前にも日本におられたり、あるいは最近又こちらで生活していらっしゃる。日本は生活しにくい所になっているのではないかというお感じをお持ちかどうか、そのへんの生活面で感じられているところがありま

したら、お聞かせ下さい。

〈レヴィーン氏〉 生活についてが一番大きな印象と言いますか、感じていることとしては、too little space、つまり日本というのは非常に狭いということです。これがひとつ大きな問題でしょう。とくに都市においては、2つの要因があるために事情はさらに悪くなっていくのではないかと考えています。

1番目の理由が、1945年から現在までの間に5,000万人以上も日本の人口が急増しているということで、人口増という要因がある。そして2番目に人口が農村部・山岳部から都市部の方に集中してきてしまった。こういう状況ですから、基本的な生活の基盤である、住居ですとか、食糧ですとか、あるいは交通手段ですとか、そういうもののコストが非常に高くなってしまいます。これは何等不思議ではない。致し方ないのではないかなと考えています。

円高を抜きにしても、日本で生活する上で費用は非常に高い。日本に来た外人、とく

にアメリカ人から見ると、物価のレベルは、まるで異常な高さです。3年半前の1985年、1ドルが265円の時代でも、円の価格をドルに換算した物価は、もうすでに非常に高かったということです。

基本的な問題と言いましょか、問題の本質は、日本人が安い外国製品のメリットを本当に十分生かしているのかどうかというところにあります。国全体として、多くの人々が国内製品、日本製品に非常に依存していた。今でもそういう状況です。そして外国製品の安い価格のメリットをどうやって生かすかということについては、今のところはスロープロセス、ゆっくりゆっくりしか行われていません。

円高については、今のところ日本の生活環境をそれ程改善したようには見受けられないと考えます。ただしそんなにやさしいことではないと思いますが、潜在的には今後改善に寄与する可能性があるのではないかと考えています。

もっと食料品や衣類を安く

——— これから改善されるだろうということですが、どのような点を推進すればもっと安い外国製品を買えるかお聞かせ下さい。

〈レヴィーン氏〉 基本的には、まず食料と衣類を安くすることが必要でしょう。とくに衣類については東南アジアなどから安く買ってくるのが可能であると考えますが、食糧については、嗜好というのでしょうか、日本人の好みに合うかどうかという点に、ひとつ問題があると思います。たとえば私が食べて

いるよりも多くの牛肉を日本人が食べるようになるのか。あるいは多くの外国人が食べているものをもっととるようになるかという点、それは嗜好の問題であるから何とも言えない。ですから、潜在的には小麦とか、コーンとか、肉とか、そういうものについて輸入する素地はあるのですが、これらが急速に起こっていくとはなかなか考えにくい。そういう意味で円高による改善はゆっくりゆっくり起こっていくのではないかと考えています。

それから米については国際的にも大きな論議になっておりますけれども、ひとつには味の問題、もうひとつには政治的な問題があります。どこの国でもそうですけれども、国内の農家、農業を保護していこうということもありますので、これについても若干難しい面があるのではないかと思います。

最大の問題で、最も難しいものとしては住居、住宅の問題であると考えます。住居の費用を安くすることは非常に難しいでしょう。と言いますのは、これはスペース・土地と密接に関係している問題でもありますので、そ

ういう意味で大変な困難があるのではないかと考えます。ですから、ヨーロッパ人が、よく日本人はうきぎ小屋に住むと非難しますが、これはフェアな言い方ではないと思います。問題は日本人が広い土地に住もうとしても、余っている土地というのは、どちらかという都市ではなくて田舎の方にあり、都市にはその分空間がないということです。田舎の方には大きくて立派な家もあるのでありますが、人口はどうかという残念ながら、田舎の方にはほとんどいない。ですからうまく調整することが必要であると考えます。

三種の神器より、団体交渉制度、労使協議制度 労働関係法の整備に注目すべき

——— 長年の研究の中で日本の労使関係を、先生はどのようにお感じになっておられるか、歴史的に変わっているところもあるでしょうし、今日の経済大国日本の要因のひとつであるというように見られている点もあるだろうと思うのですが、まずその点はどうでしょうか。また日本的経営の特徴は企業内組合、終身雇用、年功序列いわゆる三種の神器にあるとも言われていますが、これについてもコメントいただければと思います。

〈レヴィーン氏〉 戦後44年間に、労使関係については非常に多くの変化がありました。これは2つの大きな歴史的な要因があったと考えます。

ひとつは労働改革。第2次大戦直後、教育、農業などの改革もありましたが労働関係がとくに大きく変革しました。戦後の労使関係の改革が行われました。

もうひとつの要因は戦前というか、明治以

来の伝統あるいは、傾向と言うんでしょうか、どんどん産業を発展させようとする日本の歴史的な動きのために、いわゆる被雇用者がだんだん増えてきて、今や大半を占めるようになってきた。そういうことがあるものですから、いわゆる雇用主と被雇用者の関係が、社会全体の中でもより重要な位置づけになってきたわけです。1950年代までに農家とか、自営業とか、そういう人達はどんどん少なくなっていく一方で、賃金をもらって生活している人が社会の半分以上を占めるようになってきた（昭和25年から35年まで）。今は70パーセント以上になっているでしょう。この賃金労働者にシフトされていくという現象が、非常に急激に起こったものですから、昭和37、8年ごろつまり30年ぐらい前から労働力不足も起こってきました。日本の労使関係の見方としては、今申し上げた2つの歴史的な発展過程を踏まえた上で考察しなければ

ならないのではないかと、思います。

文化的な側面については、もちろん若干の影響があったことは否定しませんが、それがどの程度影響を与えたかということは、非常に説明は難しい。人によっては、文化的な側面から分析を試みる方もみえるようですが、文化的な影響だけでもって労使関係が説明できる、あるいは労使関係に影響を与えたというようには、ちょっと考えられません。

次に三種の神器についてコメントします。

三種の神器は“three treasures”と英語では申しますが、一 treasure は、お祈りをして手に入れるという意味を持ちますが、一 3つの宝と言うんでしょうか。いわゆるこの3つの要件があげられていますけれど、全部満たしているような関係は非常に少ないのではないかと、思います。いわゆるお祈りして頂戴するような意味での宝であり、現実には非常に少ないのではないかなと感じています。

とくに終身雇用制については、いろいろ調査をしていただければおわかりかと思いますが、日本の賃金労働者の内の10パーセントぐらいしか現実に終身雇用と言われる制度には馴染んでないのではないかと。年功序列型ということについては、幾分広く見られる慣行であるように思われるし、企業別組合については、これはほとんどそうであるということで疑いはないのですが、終身雇用については現実にほとんどの人は終身雇用になっていないのではないかと私は思います。

むしろ、これよりも他に、重要な3つの要因があるのではないかと、思いますので指摘したい。ひとつは団体交渉制度が発展してきた。1945年以前には全くそういう制度は存在していなかったものが発展してきたことにある。

2番目は労使の協議制度・joint consultationのシステムが発展してきたことが、要因としてあげられるでしょう。とくにいわゆる職場のレベルから会社あるいは産業、さらにその上の、経営者団体と労働者団体というレベルまで、非常に広範囲にわたって労使の協議制度が発展してきたことが2番目の要因としてあげられると思います。

1945年以降、とくに労働基準法を中心とした労働法関係が非常に整備されてきたことが、3番目の要因としてあげられる。

今私が申し上げた、団体交渉・労使協議・労働法関係の整備、この3つのポイントの方がいわゆる終身雇用、年功序列、企業別組合ですとか、もちろんそういうものは存在するのですが、それに比べればはるかに重要であると考えます。とくに日本の戦後の社会を見る上では、そちらの特徴の方が重要なファクターではないかと感じています。確かに終身雇用等も存在することは存在するのですが、マイナーなものに過ぎないのではないかと考えます。

とくに2つの慣行について指摘申し上げたい。ひとつは春闘ですね。1955年からたぶん始まったものだと思いますが、いわゆるこの



学生に親しく話しかけるレヴィーン教授
(南山大学正門前にて)

春闘というのが労使に加えて政府も巻き込んで全国レベルでの年間の賃金、ないしは所得政策にまでも言及しています。

2番目としては、先ほども申しあげましたが、長年に渡って、広いレベルでの労使の協議制度というのがあげられるのではないかと思います。特に'73年、'74年の石油ショックを例にとると、全国レベルで政府・経営者・労働者、その3者が入って経済の安定を保つという為に協議して、合意に達しているというような慣行を行っています。それがその後の経済の安定に大きく寄与しているというこ

ともあります。そういうことがもう1つの原因としてあげられるのではないかと思います。学者の中には通産省がそうしたことを全部決めていっているのではないかという人もいますが、私はそうは思いません。

労使協議についてももう1つコメントするとすれば、1960年に、三池鉱山の大きな争議がありました。それを契機として特にそれ以降は、問題がおこったり、あるいは問題が複雑になる前に労使間の協議で解決していこうという姿勢が強くなってきたのではないかと思います。

これからも、平等と均等が求められる

——— 先生に、3つの特徴をお話しいただきましたが、その結果、日本の労使関係なり産業なりは健全であるというふうに思われますか。

〈レヴィーン氏〉 日本の労使関係は基本的には非常にいい段階にきているというか、今までの労使関係については評価できる。ただし、その労使関係を判断する基準としては、

2つの面、1つは民主主義的に、意志決定の際に全員が平等に参加できるということ、もう1つがその均等な扱いが達成されるというのが1つの判断基準としてあるのではないかと思います。そういう意味では日本の労使関係に限らないと私は思うのですが、常に平等と均等という問題を孕んでおりますので、完全なものとは言えない面もあります。

組織率の低下とかつての労働組合の力の低下が顕著

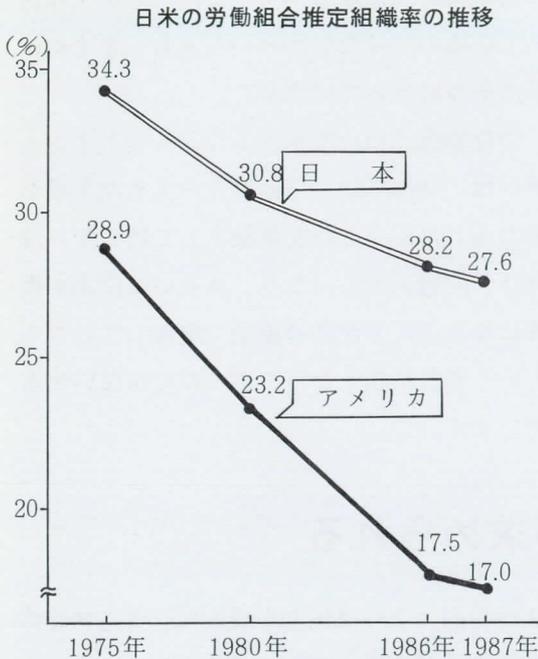
——— 次に最近アメリカの労使関係が変わってきているのではないかと考えられますが如何でしょうか。

〈レヴィーン氏〉 '80年代に入って、特にアメリカの労使関係について2つの大きな変化がありました。1つは労働組合員の組織率の低下です。正確な数字はありませんが、おそらく25パーセント程度から17～8パーセントまでに落ちています。

日本でも組織率が下がっていることが問題になっていますが、アメリカではより厳しい状況にあります。特に産業が組織化された産業から組織化されていない、未組織産業にシフトしている。あるいはブルーカラーからホワイトカラーにシフトしているというようなことがあって、アメリカでの組織率低下の状況は厳しいものです。それから2番目として、労働組合の力が弱くなってきている。失

業者が多いという背景と、あるいは組合を認めないというか、持たないという会社との競

争の為に組合と会社との間の、綱引きみたいなものもあると思います。最近では団体交渉等においても組合側が非常に妥協をさせられている。雇用の安定のために賃金をおさえる、あるいは雇用保障という面を優先して、賃金等労働条件面で譲歩せざるをえないような労使交渉になっているという状況です。



資料出所：日本は労働省「労働組合組織基本調査」
：アメリカはアメリカ労働省

その雇用保障の観点についてもう1つ申し上げると、最近、労働側が仕事のルールの変更、つまりに配置転換について経営側と合意をしている。会社内での配置転換を大幅に認めているようになってきている。したがって、これがある面で雇用確保という面に影響を及ぼしていると考えられます。そういうことで、従来からすでに組合が勝ちとっていた権利を、経営側に戻してしまうというような妥協の交渉をしていると見ることもできるのではないのでしょうか。

アメリカの組織率は今後回復してくる

——— 特に最近のアメリカで先生のお話の中で組織率が低下している問題、あるいは労働組合が少し弱くなっているという問題、さらに雇用保障を優先して、今までの権利を失ってでも、雇用確保は優先しているというお話がございましたが、先生はそれに対してこれからどのような方向が望ましいと思われていますか、お考えがあればお聞かせいただきたい。

もう1つは私たち日本の、たとえば自動車産業にしますと海外進出が多くなって、海外で生産がされてきているわけですが、そういった外国での労使関係について、先生がお考えになっていること、また、将来、日

本が海外に進出する企業はどういうことに注意して、経営なりあるいは労使関係をどのようにしていかなければならないかという点で、お考えがあればお聞かせください。

〈レヴィーン氏〉 アメリカの将来について、組織率の低下については近々止まるでしょう。今よりも多くのホワイトカラーの人々が組合に参加するようになるでしょう。ただそれ以降大きな変化はでない。今の労使関係について大きな変化があるとは考えておりませんし、今の団体交渉制度にそう大きな変化はないだろうと思っています。ホワイトカラーの組織化については政府関係機関ですとか、ハイテクの分野ですとかそういう所

にもいるので、それを組織化していくにはまだまだ時間がかかるであろうということです。しかし一時の最盛期の、35パーセントの組織率まで戻るとは思えませんけれども、少なくとも今の数字がもう少し良くなるとは思っております。それが20なのか25なのかそのあたりは何とも申し上げられません。組織化のお話については、どのような経済状況にあるかということ、あるいは失業の状態がどうかであるかにもよると思います。

海外進出の話ですが、これについては非常に多くの日本の会社が、海外に工場を建てております。特に、アメリカにおいて非常に大きな進出をしているという状況です。アメリカの場合についていえば、大規模な操業、非常に大きな規模での進出というのが目立っている。たとえばトヨタのケンタッキー、それからカリフォルニアのトヨタとGMの合弁であるNUMMIの工場ですとか。そういうことで、日本の経営者というか経営側は local conditionをその現地、地盤に応じた状況を取り入れているように見える。

たとえばそのカリフォルニアにおいてはUAWの組合を認めたというようなことです。NUMMIの場合ですと組合の方もある面で妥協をしている。配置転換とかその労働条件の利用に関してより柔軟なことを認めて多く妥協をしています。一方ケンタッキーについて言えばタイミングとしては、まだ将来何が起こるかコメントするには早すぎるのかもしれないが、一般的にはその地域全般が non unionの地域という事もありまして、UAWは歓迎されないのではないかと思います。以上の様にその地盤に応じたやり方を考えていると思います。



ショッピングを楽しむレヴィーン氏ご夫妻
(名古屋星ヶ丘にて)

概して言えば日本の企業が海外で操業することによって、その国の労使関係の根本的な部分に大きな影響を及ぼすかということ、そうは思えない。日本企業はどちらかといえば、新しい日本型の慣行を持ってきてそれを押しつけるというよりは、現地の慣行を、うまく取り入れていると感じています。

アメリカの労使関係、労使のシステムにおいても、たとえば従業員の参加が今までよりも非常に多くなってきており、あるいは、企業内でのトレーニングに、より重点がおかれるようになってきております。こうしたことが日本のものに似ているように思われますけれども、これはアメリカの経済自体が変わったというところから起因するものであって、日本を真似ているというものではないと考えています。

海外進出の際には、お互いが変化に対して相互の理解をより深めていくために国際間での協議をやっていかなければいけないし、また新しい問題に直面することもあるでしょうから、それを処理するためお互いにうまく政策を調整していく必要がある。そういうことにもっと努力をしていくことが一つ重要なポイントとして申し上げたいことです。

組織率の低下の1因に経営側の攻勢がある

——— アメリカの組織率が低下しているのは、ある人は、アメリカの組合のやり方あるいは組合自体が嫌われたからだということと言う人がいます。たとえば一般組合員の本当の気持ちを知らずしていろいろな交渉をやりますので、組合員が嫌気がさした、離れていったということと言う人がいますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

〈レヴィーン氏〉 ご指摘のありました組合員、特に若い人の中には組合に何ら魅力を感じてない、必要性を感じていないような人もいますが、問題は、そんなに簡単なものではありません。アメリカでは公的な組合を作るための法的な手続きが非常に複雑になっている。たとえば選挙を行うことが、非常に複雑で難しいので、どちらかというつついつい弱腰になってしまう。経営側と組合の方でいろいろとキャンペーンをするわけですが、選挙自体も経営側が遅らせることができるということであれば、その遅らせた分だけ従業員は組合を作ろうという意欲を失っていくでしょう。今までの調査によれば、もし経営側が一日選挙の日を遅らせることができれば、おそらく組織率が1パーセント下がるであろう。もし1ヶ月も2ヶ月も遅らせることができたのであれば、もうほとんど大半は興味を失ってしまう。経営者がもし組合に対抗しようと思えば、頭のいい、きれいな弁護士を頼んで、どうやって選挙を遅らせるかというようなことを考える。日本でも同じような話はあるかもしれませんが、組合を作るといふ手続きに関しては、アメリカの手続きは

非常に複雑である。ただそれが組織率の低下をもたらしている。先程の産業のシフトですとか、組合から non union の方へ、あるいはブルーカラーからホワイトカラーへというような変化に対しては基本的な問題であるとは思っておりません。このことの方が重要であると申し上げたい。

——— 私ども中部産政研に対して何か期待なり、忠告でもあれば一言いただきたいと思えます。

〈レヴィーン氏〉 わりと抽象的なコメントになりますが、一つには、労働者が何を必要としているのか、何を望んでいるのか、そういうことについて十分に理解して調査なり研究なりを行っていくことが非常に大切だと思います。それからもう一つは他の国、他の地域でどういうことが起こっているのかということにもよく関心を払って、それによって中部ないしは日本と海外とのコンディションを比較していくことが大切ではなかろうか。問題解決の上で情報が、非常に重要になってきていますので、そういう企画の手法も重要ではないかと感じております。

——— 先生、今日はありがとうございました。またこれからもよろしく願います。

このインタビューは、名古屋アメリカン・センター副館長服部正夫氏のご紹介、南山大学助教授村松久良光氏の仲介、全トヨタ労連国際部長山田耕平氏の通訳など一連のご支援によって実現できました。あらためて、各氏に対して心から厚くお礼申し上げます。



規制緩和と電気事業



名古屋大学経済学部教授

奥野 信 宏

1. なぜ規制緩和か

成熟段階に達した日本経済を、活性化させる政策手段として、わが国でも、規制の緩和が重要課題になってきている。規制の緩和が叫ばれる背景には、政府や地方自治体が、公共部門の本来の役割以上のことに介入し、それが経済社会の活性化を阻害しているという認識がある。民間部門が未発達な段階では、政府や地方自治体が民間部門に代わって、いろいろな財・サービスを供給する活動を行ったり、また自国の産業や国内市場を育てるために、積極的に民間の経済活動に介入することが求められる。しかしながら、経済が発達することとともなって、それまで、政府の助けなしには、機能しなかったことがらでも、市場や民間部門で解決されるようになってくると、政府や地方自治体の活動が、逆に、民間企業や国民の自由な経済活動の妨げにもなる。その他方で、時代の流れについて行けず、取り残された分野では、政府・自治体に保護を求め、それが経済の非効率な部門を温存し、経済の発展の足を引っ張るということもある（脚注1）。

規制の緩和が、これからのわが国の経済政策の最重要課題であることに、異論はない。しかしながら、「規制緩和」という言葉が一人歩きし、規制を緩和しさえすれば、経済活動が活発化し、国民の生活や利便が向上するというムードだけが、先行しているように感じることもしばしばある。

規制の緩和は競争を意味し、供給者にとっても、消費者にとっても、いろいろな影響を及ぼすはずである。規制の緩和が望ましいかどうかは、最終的には、それによって、国民の生活の向上が図れるかどうかで判断される。経済学的な表現を使うことを許して頂くならば、規制の緩和によって、経済全体の効率性と所得分配の改善が図れるかどうかである。

産業の経済活動の規制は、各産業が持っている特性と歴史的背景にもとづいている。それらのすべてに共通したものを、理論的に探りだすことは、基本的に大切なことだが、規制の理由は、産業によりさまざまだという側面もある。したがって、規制の緩和と競争政策の採用が、国民の生活や、産業の活動に及ぼす影響を探るのには、各規制ごとにその背景を検討してみなければならない。

産業としてみたとき、政府による規制が、最も広範に行われてきたのは電力、都市ガス、鉄道、通信などのいわゆる公益事業だろう。これらの分野では、周知のように規制緩和が実施に移されつつあるが、電気事業については、わが国では、もともと純粹の民間企業によって営まれており、従来からの規制は変更されていないし、昨年末（昭和63年12月）にとりまとめられた臨時行政改革推進審議会の「公的規制の緩和等に関する答申」にも、電気事業の実質的な規制緩和にかかわるような内容は含まれていない。しかしながら、電気事業も、他の公益事業と同様に、競争的環境が無視できなくなってきたおり、その規制緩和は、これからの大きな社会問題になる可能性がある。本稿では、電気事業の規制緩和が、電力の安定的供給や電気料金の適正化にどのような影響を及ぼしうるのかということを考えてみる。電気事業の規制の緩和と競争政策の導入は、いうまでもなく大変に大きな問題であり、この小論で議論し尽くすことは到底できない。ここでは、その一つの側面について検討したい。

2. 電気事業の規制

市場経済の原動力は、競争である。独占禁止法は、企業の間調的値上げや、生産調整などのカルテル行為を原則的に禁止している。それによって、競争が促進され、市場がうまく機能するよう意図されているが、同法には、同時に、その適用が除外される産業が規定されていて、そのなかの一つに、電気事業が含まれている。同法では、電気事業は「その性質上、当然に独占となる事業」と位置づけられており、都市ガス事業や通信事

業、鉄道事業などとともに「自然独占」と呼ばれている。つまり、電気事業は市場の競争に任せていたのでは、社会的に望ましい成果はえられず、市場に代わって、政府がその行動を規制・監督することによって、産業を望ましい方向に導くことが期待されているのである。

政府による電気事業の規制は、経営全般に及んでいるが、競争政策の導入との関係で重要なのは、料金についての規制と供給者の供給義務、需要者の差別的取扱の禁止、および産業への参入と撤退の規制である。

料金についての規制は、わが国では、公正報酬率基準と呼ばれる方法が適用されているが、この規制基準では、事業に投下された資本の収益率に上限が置かれ、企業は、この基準を満たすように、料金水準を決めることが求められる。この規制方式は、電気料金の規制方式としては最も代表的なものであるが、わが国では、電気料金だけでなく、都市ガス料金にも適用されている。

供給義務というのは、供給を要請されたときには、電力会社は特別な理由がない限り、それを拒否できないということである。産業への参入と撤退の規制というのは、電力産業への参入には政府の許可が必要であり、ある地域で既に供給が行われていて、その地域の需要が満たされている場合には、新たな参入は認められないということである。同時に、供給を停止して、事業から撤退するのにも政府の許可が必要である。これは、事実上、既存の電力会社に地域的な独占的供給権を認めたものである。

これらの規制は、民間企業の自由な経済活動を原則とする市場の競争原理とは、かけは

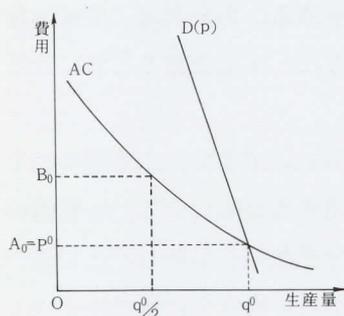
なれた厳しいものである。それではなぜ、電気事業にたいしては、政府によるこのような規制が行われているのだろうか。このような規制には、どのような根拠があるのだろうか。それを議論するためには、電力事業の産業としての特性に注目しなければならない。

3. なぜ規制されているか

競争がなければ市場機構は、うまく機能しない。しかしながら、競争のメカニズムが機能するためには、企業を取り巻く環境がどのようなものであるかが大切である。ここでは、特に産業の費用条件に注目しよう。

生産量単当りの費用を、平均費用と呼ぶ。平均費用が、生産量の増加とともに逡減するとき、その産業の生産には「規模の利益」があるといわれる。第1図では、縦軸に費用が、横軸には生産量がとられている。曲線ACは、平均費用を表す曲線である。それが右下がりなのは、生産に規模の利益があることを示している。

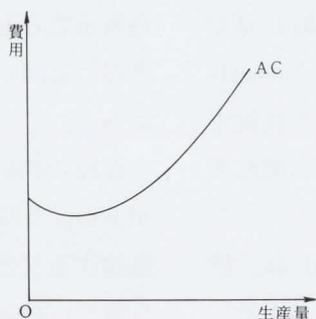
規模の利益の著しい産業では、ある生産量を生産するのに、複数の供給者が平行して供給するよりも、単一の供給者が、単独に供給する方が、生産の単位当り費用はすくなくて済む。例えば、同図で q^0 の生産量を単独で供



第1図

給するときの平均費用は A_0 であるが、それを二つの企業が、半分ずつ分割して供給する場合の平均費用は B_0 であり、単独企業による供給の場合よりも、費用は高くなる。即ち、同じ生産に対して投下される投入は、単独企業による供給の場合の方が少なくて済むのであるから、経済全体の効率性の観点からは、多数企業による供給よりも単独企業による供給の方が望ましい(脚注2)。他方、市場経済における競争のメカニズムというのは、多くの供給者が、市場の総需要量の一部ずつを分割して供給する時に、社会的に望ましい結果が得られるということである。したがって、規模の利益を伴うような費用条件を持つ産業には、市場機構とは相容れない部分があるということは、容易に推測できよう。それでは、規模の利益が著しい産業での競争は、どのような状況を呈するのだろうか。

比較のために、規模の利益が、あまり働かないようなケースから考えてみる。この時の代表的企業の平均費用曲線が、第2図に描かれている。平均費用が最低になるような生産量が、市場規模に比べて十分に小さいとすると、各供給者は、それを越えて、規模を拡大しようという誘因を持たない。産業には、市場支配力を持たない、無数に多くの供給者が



第2図

いて、各供給者は、市場価格を見ながら、それを与件として、自らの供給量を決めるだろう。市場で総需要と総供給が一致するような価格があって、各供給者は、その価格を与件として行動する。

これに対して、第1図のように、規模の利益が、市場の規模

に比べて相対的に大きく働く場合には、少しでも多くの供給を行う供給者は、他の供給者に対して費用面で優位にたつことができる。同じ市場で取引される生産物については、供給者の中で、品質や付随するサービスなどの面で差がなく（製品の差別化がないといわれる）、競争は価格についてだけ行われると考ええると、生産規模の拡大は、競争に勝ち、市場で生き残るための必須要件である。

第1図の $D(p)$ は、各料金水準のもとでの市場の総需要量をあらわしている。市場の総需要曲線と産業の費用曲線との関係が図のような位置関係にあったとしよう。一つの企業が既に市場に存在していて、供給活動を行っているとする。その企業が、 p^0 の料金で、 q^0 の供給量を供給している場合には、企業は、市場の需要をすべて満たしていて、かつ、超過利潤を得ていない。

このような状況の下では、同じ生産環境（費用条件）を持った他の企業が、新たに参入できる余地は少ない。参入企業が、既存の企業の生産物価格 p よりも低い価格をつけて参入しようとしても、その場には、利潤はマイナスになってしまう。もっとも、潜在的参入企業が実際に参入するかどうかは、参入後に既存企業がとる行動についての、参入企業の予想にもよる（生産物の差別化がないと想定されていることに注意）。相手を組し易しとみれば、強引に参入を図ってくるかも知れない。しかしながら、第1図のような状況では、参入の余地はないと考えるのが自然だろう。

これに対して、新たな地域（市場）に、供給を始める場合には、事情は異なってくる。この時には、企業の間で、設備投資の競争が

おこなわれ、社会的に望ましい水準に比較して、設備が過剰になることが指摘されている。戦前のわが国の電気事業や、米国の鉄道事業などのように、規模の利益の大きい産業では、参入規制が行われずに、企業間の自由な競争が展開されると、産業全体の設備能力が、市場の需要規模に比較して過大になりがちであり、そのときには、企業間で激しい価格の引き下げ競争が行われた。

このような競争の結果としては、大きく二つのケースが考えられる。ひとつは、共倒れになるケースである。両方の供給者とも、互いに譲らず、供給を実行すると、供給量は市場の需要を超過し、値引き競争が展開され、その結果、いずれの企業も損失を被ってしまう（この時、競争は破滅的であるといわれる）。この場合に供給が続行されているとするならば、その可能性としては、結局、ひとつの企業だけ生き残って、市場が独占化する状況だろう。

もう一つの可能性として、両方の企業が協調し、市場を分割して供給する場合である。この時には、独占禁止法で禁じられている価格カルテルなどの、協調的寡占と呼ばれている状況が現れる可能性があり、規模の利益の著しい場合には、消費者は、独占的な供給の場合以上に、高い料金と少ない供給量を強いられることもありうる。需要者は、破滅的競争の時と同じように、不便を被ることになるだろう。

規模の利益の著しい産業で、企業間の競争がどのように展開するかについて、一般的に議論することはできない。しかし、上で述べた規模の利益の小さい場合に、競争によって企業も消費者も満足し、社会的にも望ましい

予定調和的な状況が実現されるのと比較して、規模の利益の著しい産業での競争は、かなり異なった様相を呈することは、推測できるだろう。

第1図は、こうした展開を経て、市場が独占化した状態を表している。競争相手の全くいない独占的供給の市場では、第1に、生産物の価格は高くなり、供給量は少なくなると考えられる。第1図で、料金は p^0 よりも高くなり、それにもない供給量は、需要曲線に添って減少する。第2に、費用を最小化する努力が、不十分になる恐れがある。この後者のような行動ともなう生産の非効率性、 X -非効率とよばれているが、 X -非効率があると、費用曲線はより上方に位置する。伝統的な議論では、生産に規模の利益がある場合には避け難いこのような結果を是正し、独占の弊害を除去するために、政府による規制が必要であると考えられているのである。

4. 規制は不必要か

このような規制の根拠にたいして、全く新しい視点から、規制が不必要であることを主張するのが、競争可能性市場の理論である。それによると、第1図のような規模の利益が大きい産業でも、規模の利益が小さい場合と同じく、料金の規制も参入の規制も必要なく、すべての規制を廃して、市場の潜在的競争に任せておけば、社会的に望ましい状況が達成され、前に述べたような独占的供給に伴う問題は起こらないと主張される。参入を自由にしておけば、既存企業と潜在的参入企業との間で、潜在的競争が展開され、その結果、既存企業は、独占にあぐらをかいて価格を高くしたり、供給を抑制したり、また費用

面での無駄を看過したりするような独占的行動はとれないというわけである。 X -非効率があるような経営ではより効率的に供給を行う供給者が現れ、低い価格で、参入の動きをみせるだろうから、費用最小化の努力も行われると主張される。

この理論は、通説とは異なった、革新的な内容を含んでいる。従来議論では、規模の利益があまり大きくないような産業では、市場に任せておけば、競争のメカニズムが働いて、おのずと社会的に望ましい状態が達成されるが、規模の利益の著しい産業では、競争のメカニズムに委ねると、競争の過程で、破滅的競争などの混乱が発生して供給が不安定化したり、また、市場が落ち着いたときには、独占になっていたたり、協調的寡占になったりで、いずれにしても、国民経済的に望ましい状況であるとは言えない、ということであった。そのため、政府が市場に介入して、企業を規制・監督し、市場の機能を補完することが求められたのである。それに対して、この議論では、規模の利益が著しくて、市場には独占的な供給者しかいなくても、潜在的な競争が行われるように環境が整備されていれば、それを規制する必要はないというのである。

1970年代の後半に入って、米国で、航空事業や電話・通信事業などをはじめとして、公益事業の規制の緩和が実施されてきた背景には、このような理論的な裏付けがあった。しかしながら、この議論には注意すべきいくつかの事柄があり、それを無視して、規模の利益が著しい産業についての、規制緩和の理論的根拠が与えられていると考えるのは、早計である。第1の問題は、議論の前提である。

この議論のもっとも重要な前提は、参入と撤退の自由である。参入の自由というのは、新しい企業が参入するときには、参入障壁がなく、参入企業は既存企業と同じ条件で競争できるということである。撤退の自由というのは、産業から撤退するときには、事業に投下した資本は、すべて回収できるということである（このような条件を満たす市場は、競合可能市場と呼ばれる）。言い替えれば、固定的な費用があっても、それは埋没費用ではないということである。もし撤退時に回収不能な埋没費用があれば、この前提はみたされない。実際には、規模の利益の大きい産業は、概して大きな固定設備を必要とする産業であり、その中の埋没費用は無視できない。また、一つの産業に、大規模に参入しようと思えば、政府の参入規制はなくても、いろいろな参入障壁のあることは、明白な事実である。

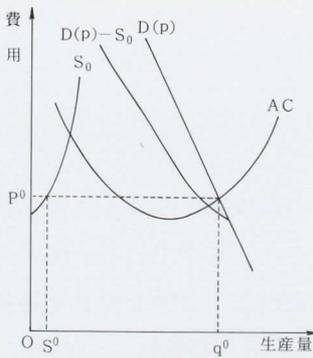
第2に、潜在的競争の圧力が、うまく働いたとしても、それが望ましい結果をもたらすケースは、きわめて限られるということが知られている。市場の競争に任せておくと、供給が不十分で、需要したくても十分には需要できない需要者が現れたり、また、需要者によっては、他の需要者よりも高い価格を払わなければ需要できないような状況になったりする恐れが指摘されている。最初に述べたように、供給者の供給義務と需要者の差別的取扱の禁止は、公益事業における規制の重要な部分であるから、それが市場の競争メカニズムで達成できないということは、公益事業の規制を撤廃して、市場機構にまかせてしまうことの限界を表しているといえよう。

5. 電力会社の経営努力

しかしながら、このことは、どのような参入にたいしても、それを規制することが望ましいということを主張しているわけではない。これまでの議論では、企業は、すべて同じ生産の条件を持っていると想定されていた。しかしながら、同じようなサービスが、別の方法によって供給されるということが、技術進歩に伴って起こってくる。例えば、鉄道による旅客や貨物の大量輸送にたいする自家用車やトラック輸送の関係、電気会社にたいする熱電併合供給（コ・ジェネレーション）や自家発電システムなどの関係である。国鉄の旅客輸送や貨物輸送が、昭和30年代の半ばまで、市場の約半分のシェアを占めていたのに、それが、その後急激に低下し、特に貨物については、昭和50年代の後半には、市場からの撤退と同様の措置をとらざるをえない状態に追い込まれたのは、自家用車との競争に破れたからであった。電力の場合には、熱電併合供給システムが、鉄道にたいする自家用車に対応する恐れがある。このような状況は、どのように評価すべきなのだろうか。

第3図は、このような場合の競争について、図示したものである（脚注3）。ACは電力会社の平均費用曲線をあらわし、D(p)は市場の需要曲線を表している。Sは、電力料金と熱電併合供給量の間関係をあらわしている。ただし、ここには、熱電併合供給システムだけでなく、限られた地域に電気を供給する小規模発電システムも含まれると解釈できる。この関係が、右上がりになっているということは、電力料金が高くなるほど、熱電併合供給システムの採用が増加することを意味

している。熱電併合供給システムを考慮にいれた場合の、電力会社にたいする電力の需要曲線は、市場需要曲線から、熱電併合供給システムの供給量を差し引いた、 $D(p)-S$ となる。電力料金が p^0 の時に



第3図

は、電力の総需要量 q^0 であり、その内、 q^0-S^0 が電力会社によって供給され、 S^0 が熱電併合供給によって供給されることになる。

熱電併合供給システムによる供給量が増加して、曲線 S が右方向にシフトすると、電力会社の電力に対する需要は減少し、 $D-S$ は、左に移動する。その結果、極端な場合には、電力会社は、正常な利潤を維持しながら、供給を続けることはできなくなり、市場からの撤退を余儀なくされる。

図から、直ちに理解できるように、このような競争に企業が対処する方法としては、平凡だが、第1に、電力会社が需要の拡大に努め、熱電併合供給システムの供給曲線が、右方向にシフトする以上に、 $D(p)$ を右方向にシフトさせることであり、第2に、平均費用曲線を下方にシフトさせるように、費用削減の努力をすることである。

このような、異なった技術で参入が行われる場合には、そうした供給者から電力会社を保護して、参入を禁止するのが社会的に望ましいという議論は、成立しない。この場合には、電力会社は自らの努力で、競争状態に対処することが求められる。

6. 規制緩和は万能か

以上のように、規制の緩和は、常に望ましい結果を国民にもたらすとはかぎらない。特に、大きな固定設備が必要な産業では、既存の企業は潜在的参入企業の機先を制し、参入を阻止する目的で、設備規模を拡大しようとする動機を持つと考えられる。そのため、このような市場における競争は、社会的に望ましい状態に比較して、企業による過大な設備投資を招くことが指摘されている。他方、航空やトラック輸送など、近年、規制の緩和が実施されている産業でも、無規制の競争は、社会的に望ましい状態をもたらさない恐れのあることが指摘されている。例えば、価格面での競争とサービスの質（例えば、飛行機の運行回数）の競争が展開されている国内航空事業において、無規制の競争は社会的に望ましい水準に比較して、価格はたかくなり、運行便数は過大になることが指摘されている。規制の緩和は、万能ではなく、また十把ひとからげに議論できるものでもない。それぞれの産業の特性に十分に注意し、それぞれに見合った政策を実施しないと、逆に、国民に不便な思いをさせることになりかねない。

脚注1 公共部門の本来の役割については、拙著「公共経済—社会資本の理論と政策」（東洋経済新報社）を参照されたい。

脚注2 ある量の生産を、複数の企業が分割して行うよりも、単一の企業が行う方が、費用がすくなくて済むという状況は、平均費用が逓減していても成立する。平均費用の逓減は、その一つのケースである。ここでは、最も簡単なケースに議論を限定したが、より一般的なケースについては、前掲の拙著を参照されたい。

脚注3 出所については、前掲の拙著を参照されたい。

【(財)中部産政研 研究員】

I 規制緩和とは何か

第2次大戦後、日本の復興の為に政府・行政の諸規制・しくみが作られ、40数年経た現在、経済大国となった日本に、それがそぐわなくなっている。民間の自由な活動を推進し、海外からの門戸開放を望む声に応える意味から、公的な規制を緩和しようとするもので、S60年4月のNTTの民営化・電信・電話の独占排除は1つの例である。

今回は、昭和63年12月に新行革審が取りまとめた「公的規制の緩和等に関する答申」を中心に解説する。

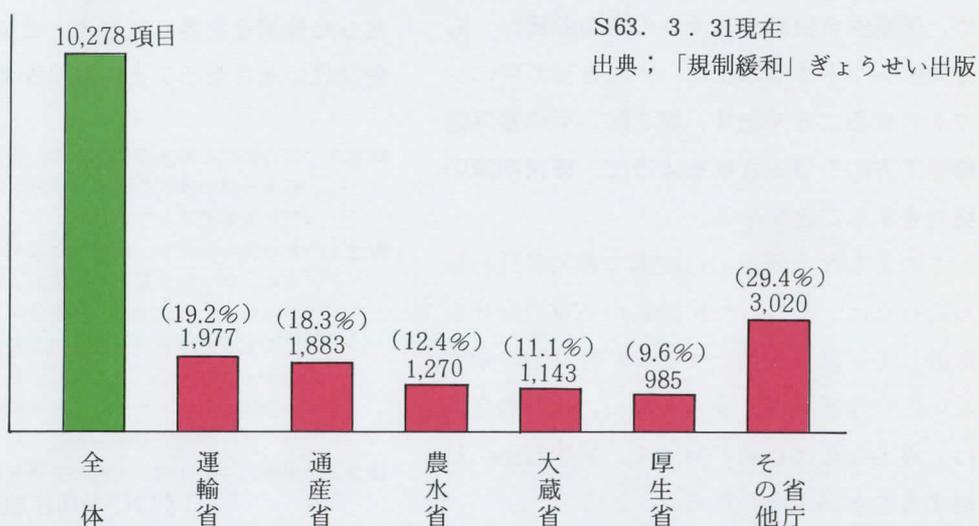
II どんな規制が存在するのか

経済的規制…政府が個々の産業への参入者の資格、数や生産量、価格等を直接規制し、産業の健全な発展と消費者の利益を守るもので、電気・ガス、金融、運輸、通信、農林水産業など公益事業、非製造業に多い。

社会的規制…商品、サービスの質やその提供に伴う各種の活動に制限を加え、国民の生命や財産を守り、公共の福祉の増進に寄与するもので、各種検査制度、資格制度、外国人就労規制などがある。

※こうした目的、役割がズレてきており、規制緩和の動きとなっている。

〈各省庁の許認可等事項数〉



Ⅲ 個別分野と規制緩和の体系 — 新行革審提言よりの整理 —

規制緩和は、何が背景で、何を目的として

どんな分野が対象となっているのか

⇒は強い関連を意味する

背景

- イ. 第2次大戦直後の規制・しくみが現状や将来にマッチしなくなった
 - ・民間の経済力が向上
 - ・消費者・国民の行動様式・要望が多様化
 - ・国際社会の一員としての役割増
- ロ. 公的規制の本来の **目的** が変わった
 - ・ **供給の確保** → 日本において物は余っている
 - ・ **価格の安定** → 安定はしているが高い。
 - ・ **国内産業の育成** → 育成が過保護になり生産性向上阻害
- ハ. 諸外国の要請・圧力
 - ・ 農産物ガット, 牛肉・オレンジ, 関西空港入札 etc.

流通

- ・ 流通の合理化・効率化 = 輸入総代理店制度, 販売店系列化, 返品制, メーカー希望小売価格制 etc.
- ・ 大規模小売店舗
- ・ 酒類小売販売業

- ・ たばこ小売販売業
- ・ 塩専売制
- ・ 医薬品等販売業
- ・ 景品規制
- ・ 再販売価格維持制度
- ・ 割賦販売法
古物営業の許可
etc.

目的

① 国民生活の質的向上

- ・ 物価…内外価格差の縮小
- ・ 生活の利便性の向上

② 産業構造の転換

- ・ 市場（競争）原理の導入及び産業活力の維持・増進
- ・ 人や情報の交流活発化

③ 国際的調和

- ・ 市場アクセス（参入権）の改善

情報通信

- ・ 電気通信事業 (NTTのあり方)
- ・ 電波

エネルギー

- ・ 石油産業
- ・ 揮発油販売業
- ・ 電気・ガス事業
- ・ LPG販売業

ニュービジネス・その他

- ・ 自動車リース業
- ・ 労働者派遣事業
- ・ 小包運送事業
- ・ リゾート開発
- ・ 航空運賃
- ・ 郵便料金 etc.

金融

- ・ 金利規制
- ・ 郵便貯金の見直し
- ・ 市場規制
- ・ 業務規制
- ・ 金融機関の経営健全化等

物流

- ・ トラック事業
- ・ 運送取扱事業
- ・ 車輛・走行規制
- ・ 海上運送事業
- ・ 港湾運送事業
- ・ 倉庫事業

農産物

- ・ 食料管理制度
ア. 米穀流通規制
イ. 米・麦価
- ・ 農産物価格制度
- ・ 農業生産資材等 (農協のあり方)

IV 物価で観る規制緩和

規制は、多くの分野で存在し、1つ1つが目的をもち、個別の事情があり、一律に論じられない。ここでは、身近な、物価について、事例をとりあげ解説する。

〈物価に関する政府規制の例〉

項 目	規 制 の 目 的	規 制 の 方 法	
農 産 物	米 (食糧管理法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎安定供給の確保 ◎生産者、消費者に対する価格の安定 ◎生産者に対する生産費所得補償 ◎消費者家計の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整…政府米、自主流通米を通ずる需給調整 (米穀管理に関する基本計画, 予約限度数量制) ・管理価格制度…政府買入価格による政府米買入と政府売渡価格による売渡し ・輸入制限(国家貿易)…政府が輸入することはできるが, 基本的には国内産で自給する方針
	牛肉 (畜産物の価格安定等に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ◎国産牛肉価格の安定 ◎畜産の振興, 国民の食生活の改善 ◎安定供給の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定価格制度…安定上位価格と安定基準価格の中に市場価格を安定させるための畜産振興事業団による牛肉の需給操作 ・輸入割当…主として畜産振興事業団による輸入
エ ネ ル ギ ー	電力 (電気事業法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎電気の使用車の利益保護 ◎電気事業者の健全な発達 ◎公共の安全と公害防止・安全供給, 独占利潤の排除 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格規制…料金の認可制 (公聴会の開催) ・参入規制…許可制
運 輸	航空 (航空法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎航空事業の秩序確立 ◎安全で安定した良質な輸送サービスの提供・鉄道, バスと同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格規制…許可制 (路線ごとに基本運賃, 割引運賃等を認可) ・参入規制…免許制(路線ごと)
た ば こ	たばこ (たばこ事業法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎事業の健全な発展 ◎小売販売業者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格規制…小売定価の認可制(当分の間) ・参入規制…製造たばこの製造独占 小売販売業の許可制 (当分の間)
酒 類	酒類	<ul style="list-style-type: none"> ◎酒税の確保, 保全 ◎酒類業界の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格規制…酒税保全のための基準販売価格の設定 ・参入規制…製造及び販売の免許制
流 通	流通 (大規模小売店舗法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎消費者利益の保護に配慮 ◎周辺中小小売業の事業活動の機会を適正に確保 ◎小売業の正常な発展 	<ul style="list-style-type: none"> ① 届出制〔第一種, 第二種大規模小売店〕 ② 周辺中小小売業者との個別調整 〈調整項目〉 ・開店日(の繰り下げ), 店舗面積(の削減), 閉店時間(の繰り上げ), 休業日数(の増加)

1. 国内の視点から（国内で物を買う場合）

物価の例

		価 格	備 考
	米 (コシヒカリ) 10Kg	6,200 円～5,300 円	● 標準米 10Kg 3,460～3,680円
	国産 ウイスキー特級 (S社)	2,980 円～2,380 円	● 3/31までは 2,980円が3,570円
	国産 カラーフィルム 24枚(F社)	550 円～ 370 円	● 3/31までは、550円 が580円 ● 逆輸入品 360円 但し、36枚撮り '89/3 東京
	USA製 ボールペン (C社)	10,000 円～6,000 円	● 表示定価は全て 10,000円

- 注1. 価格の左側は、定価に近く、右側は、ディスカウント価格でもっと安いところもあると思われる
 2. 調査は、東京・愛知で実施し、'89/2～3月の調査をベースに4/1以降に再調査した
 3. 価格は、外税方式の為、実際の購入価格は、3%を乗じたもの。但しフィルム550円は、内税価格

何故差が出るのか

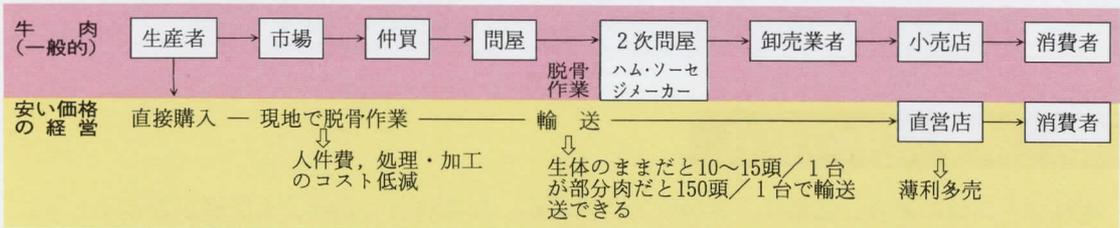
- ① 流通の多段階・中間業者の存在
- ② 小売店の零細性
- ③ 競争相手の存在⇨地域の特性
- ④ 物流の介在
- ⑤ 小売店の経営方針 etc.

以下、主な点①、②、③について解説する

① 流通の多段階性

= 流通は極めて複雑

例 示 — 国内産牛肉の流通



この場合、中間の業者をなくすこと、部分肉による輸送効率の向上、中間倉庫排除など、流通経費を下げる努力をし、店頭価格を安くしている。

但し前提として、その店が、大量にさばく市場、力を持っていることが条件。また、長年の卸一小売のつき合い、更に卸が小売店の危険を負担している（在庫倉庫、金利負担、物流経費など）点から中小・零細小売店が全て同様のシステムをとれるわけではない。1例で示したが、安く価格を設定している小売店は、流通の多段階を省いている。

② 小売店の零細性

日本の流通業（卸・小売業）の推移

		昭35年	昭51年	昭60年
卸	年間販売額(兆円)	18	222	428
	商店数(千店)	226	340	413
	従業員数(千人)	1,928	3,513	3,998
小売	年間販売額(兆円)	4	56	102
	商店数(千店)	1,288	1,614	1,629
	従業者数(千人)	3,489	5,580	6,329

=国際比較=

		('85) 日	('82) 米	('82) 英	('83) 仏	('79) 独
卸	人口1万人当り店数	34店	16	19	14	19
	1店当り従業員数	9.7人	—	—	—	—
小売	人口1万人当り店数	134店	83	63	75	67
	1店当り従業員数	3.9人	7.5	6.5	3.9	5.9

小売店の状況

従業員	商店数	従業者数	1人当り販売額 (10万円)
1～4人	82.8%(51.2%)	45.7%(8.0%)	110
5～49人	16.8%(44.1%)	42.3%(38.4%)	145
50人以上	0.4%(4.7%)	12.0%(53.6%)	273

()内は、製造業の値

—参考—
製造業
1事業所当り
15.3人

以上、卸・小売業従業者は、約1,100万人おり、とりわけ小売業は1店当り3.9人と、いわゆるパパ・ママストアが主流を占め、国際比較の中でもその零細性がわかる。この中には、たばこ（約27万店）、薬局（約3.6万店）など、公的規制で、個別化しているものも含まれる。

最近の状況でみると、大型店の伸びなどから昭和57年から昭和60年の3年間で、年間販売額は、伸びているが卸・小売合計で、商店数で約9万店、従業者数で約13万人減少しており、流通の効率化の方向とみることができると、またその変化の影響をおさえながら今後の展望をたてる必要がある。流通問題を考える場合、この零細性という実態も忘れてはならない。

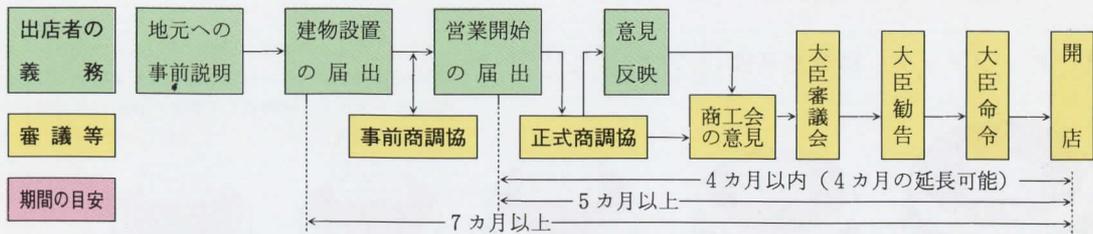
③ 競争相手の存在

地域で1店舗の場合、価格は下方硬直的であるが、複数店とりわけ、大店舗が存在すると、価格は、市場原理が働き消費者にとって安い値段になる。

昨今、大規模小売店舗法（大店法）が問題視されている。（大店法の、概要はP24参照）同法は、小売店の新規出店を制限するもので、昭和54年の法改正を境に、それまでの出店届出件数年間347店が187店と半減し、価格ダウンの動きがストップしたともいわれる。

最近、U.S.A・ECから、輸入促進の観点から、外国製品を扱う大型店の出店を求める動きも踏えその運用基準の見直しが検討されている。

● 大店法による大型店出店までの流れ（概略）



※商調協＝商業活動調整協議会のことで、学識経験者、商店経営者、消費者代表、行政の四者構成。審議の結論は、おおむね8カ月で結論を出す旨のガイドゾーンあり。

● 大店法運用のヒズミ

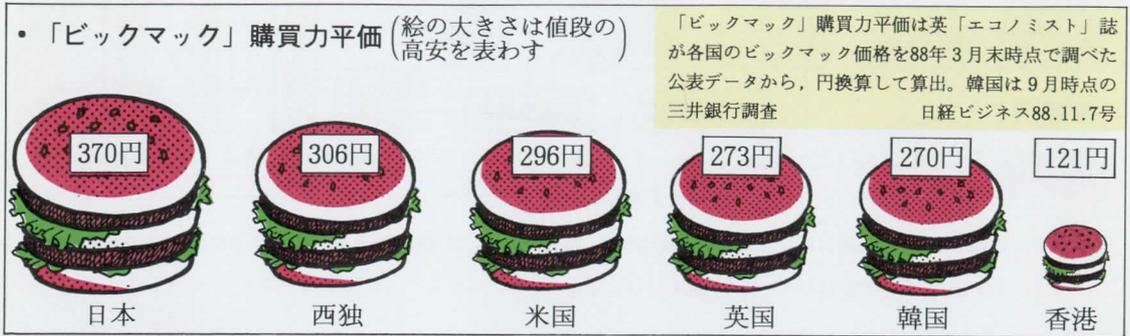
- 例) ① 出店説明から審議終了までに8年間かかり、その間、正式会合は400余回＋非公式会合で無制限に近い時間を要する。
- 工事着工後商店街のクレームで開店が1年遅れ、月1,500万円（合計約2億円）の余分な家賃を支出し消費者に還元できず。
- ② 出店反対の急先峰者がテナントとして、良い条件で出店を条件に、1夜にして賛成。
- ③ ある地域では、商調協の商店側委員（5人必要）を出さずに審議させない。etc.

国内の視点から、同じ品物の小売店による値段の違いを観たが、最近では、円高、NIES製品伸長などから、輸入品及び逆輸入品が国内で流通しており、流通（形態やルート）及び値段は、複雑多岐にわたっている。

また、消費者の購買行動も装飾品や耐久財は、高くても良い物をとった“本モノ志向”であり、一方で日用品・消耗品は安い物を、と多様化している。更に女性の社会進出などに伴う変化も顕著であり、外食産業、24時間営業店の伸長は進んでいる。こうしたことから流通改革が必然的に要求されており、流通における、規制緩和も重要視されている。

21世紀流通フォーラムの提言「豊かさの構築・流通産業」（昭和62年10月）では、「流通の多段階性、複雑性あるいは、零細性が物価を高くしている、という認識は、十分な理解の不足であり、的を得たものではない」と海外からの批判をかわしながらも、「旧来の流通という観念にとどまらず、製造業、サービス業との融業化をすすめる」ことの必要性など多面的な取り組みへの提言を行っている。そして、「魅力ある職場とする為に・雇用の創出への貢献」の中で「流通産業は、情報化、組織化の進展により、必ずしも雇用吸収の余地は大きくないが、生活創造産業への展開や生活時間帯変化への対応により、多様な雇用機会の創出が可能である」としている。

2. 国際的な視点から



・食料品小売価格の国際比較

項目	単位	東京 (円)	ニューヨーク		ハンブルグ		ロンドン		パリ	
			換算 価格 (円)	価格 比	換算 価格 (円)	価格 比	換算 価格 (円)	価格 比	換算 価格 (円)	価格 比
食パン	1 kg	371	293	79	351	95	238	64	282	76
牛肉	100 g	354	141	40	183	52	252	71	190	54
豚肉	100 g	146	96	66	127	87	95	65	104	71
鶏肉	100 g	104	61	59	43	41	56	54	83	80
鶏卵	1 kg	254	180	71	345	136	330	130	339	133
ソーセージ	100 g	141	133	94	127	90	131	93	88	62
キャベツ	1 kg	226	106	47	79	35	204	90	158	70
たまねぎ	1 kg	144	104	72	159	110	231	160	158	110
バナナ	1 kg	229	106	46	200	87	299	131	329	144
砂糖	1 kg	257	158	61	156	61	148	58	153	60
食用油	700 g	341	279	82	298	87	352	103	202	59

〈注〉

1. 東京の小売価格は総務庁統計局「小売物価統計調査」、その他の都市については世界主要都市の小売価格調査〔食料品は、日本貿易振興会調査（当該都市のスーパーマーケットにおける事例調査）、その他の品目は経済企画庁委託調査（日本貿易振興会調べ）〕による。
 2. 調査時点は、食料品が62年10月、その他品目は63年1月である。
 3. 円換算は調査時点の各国レートによる。
 4. 価格比は、東京=100としたものである。
 5. 品質、企画等が必ずしも一致しないこと、サンプル数が限られていることなどから単純比較はできない。
- 〈出典〉 経済企画庁「物価レポート'88」

世界共通の企画で食することのできるM社のハンバーガーを1つの尺度として取りあげたが、やはり日本の物価が高い（特に食料品）ことが、差となっている。（もちろん他に、人件費、流通コストも原因と思われる。）

何故差があるのか。

- ① 工業面では自由化が進んでいるが、農産物は、輸入規制があり、世界の安さがコストレートに反映できない。
 - ② 日本の生産コスト自体が高い。
 - ③ 必要以上の農作物に対する保護が生産性向上を阻んでいる。
- 他に人件費、流通コスト他。

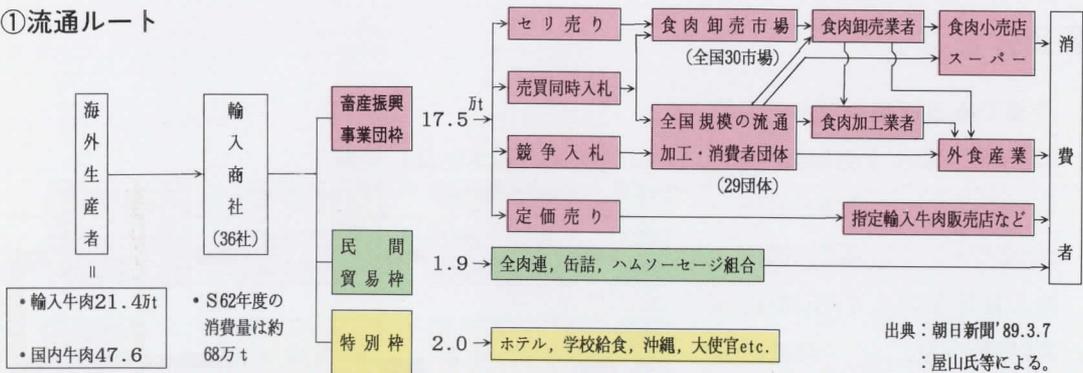
以下主な点として農産物輸入規制、食管理制度、生産コストについて解説する。

① 農産物輸入規制

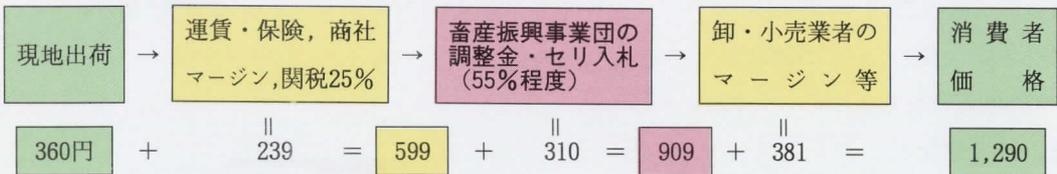
- ① 農業，林業，水産業に従事する者あるいはその産業の保護育成の為に「食料管理法」，「外国為替及び外国貿易貿易管理法」で輸入禁止，制限を行っている。
- ② 規制緩和の最近の状況は'87年12月 ガット裁定 農産品12品目の自由化。'88年6月 日米牛肉・オレンジ交渉 '91年4月より自由化。
- ③ 残る規制品目は，ガット国家貿易品 米・麦・バター 9品目と，生鮮魚，帆立貝，いかなど残存輸入制限品目 8品目となりつつある。

どんな仕組みになっているのか。～輸入牛肉の場合～

① 流通ルート



② 価格は一米国産冷凍肩肉1キロー



- (注) 1. 畜産事業団枠のルートに基づく価格
2. 消費者価格はS62年4月～12月の平均
3. 現地出荷価格は推定
4. 出典

「これで生き返る日本農業」・屋山太郎氏著

③ 畜産振興事業団の調整金の使途 (62年度, 累計差益1,000億円)

畜産の生産性向上, 合理化, 食肉流通緊急整備事業etc.

④ 今後牛肉は, 日米牛肉・オレンジ交渉で, '91. 4. 1日以降自由化となる。

- ・数量規制から, 関税規制へ(輸入枠①→なしへ, 関税25%→70%(当初)から50%へ)
- ・畜産振興事業団の介入なし

輸入規制の緩和が序々に進行しつつあり, 今年より, オレンジ農家に転作奨励が始まっている。また, 食料農産物総合自給率70%(61年度)と下った現在, 一部では, “日本の生命線を放棄するな”という論議もありしっかりとした展望をもつ必要がある。

② 食糧管理制度（食管会計）

食糧管理法（昭和17年制定）をそのルーツとしており，政府米自主流通米の数量調整，輸出入の許可，集荷・販売の責任制などによる数量の安定そして政府買入価格制，政府売渡価格制などによる価格面での安定を意図している。そしてこの制度の財政面での裏づけが，食糧管理特別会計（食管会計）であり，米，麦，でん粉，輸入飼料等の買入れ及び売渡しを管理するものである。

以前，政府の赤字（お荷物）として“3K”が話題となったが，国鉄，健康保険，**コメ**（＝食管会計）のことであり，国鉄がJRに民営化され，健保の税制改正，料率引き上げがされた今，残るのが食管会計である。

食管会計とは，

① 予算でみる規模＝米が圧倒的

国内米管理勘定	2兆348億円
輸入食料	5,892億円
国内麦	2,714億円
輸入飼料勘定	1,763億円
農産物等安定勘定	43億円

② 米の歳出内訳

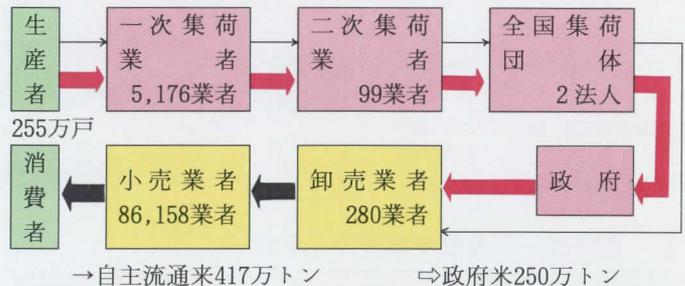
- ・農家に支払う費用 6,976億円
- ・国内米管理費 2,259億円

右記図のうち→における輸送費，保管費など

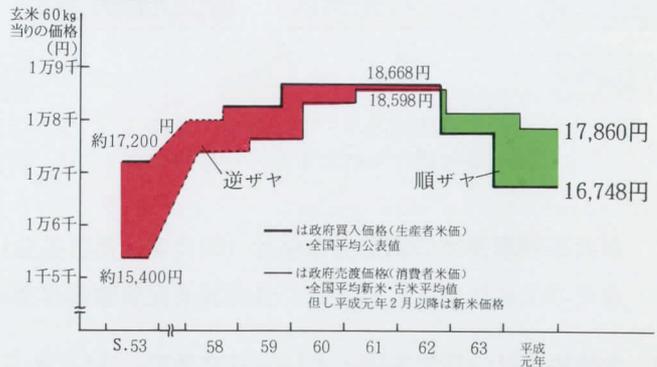
③ 食管赤字は減少はしている。

米の買売価格の逆ザヤがS62年以降順ザヤになった為であるが，管理費を含めたコストは以然1俵（60kg）3千円強の赤字

○コメ流通の基本的なしくみ



○米価の推移



以上，コメ生産者保護育成と消費者に対する安定供給をねらいとした食管制度であるがS40から始まった過剰米を契機に食管赤字が膨れ上り，S44年には，政府米オンリーから，市場メカニズムを基本とする自主流通米が導入され，今日に至っておりP25のコシヒカリと標準米との差になっている。

消費者は品質，味がよければ高くても買う。むやみにコントロールすることなく，競争原理の導入も必要である。ただ標準米自体が国際的に高いことも是正が求められる。

③ 何故生産コストが高いのか ～一例で解説～

(1) 生産規模が小さすぎ割高

コメ 平均耕作面積 約0.6ha/1農家 ⇔ ・自立経営規模 5～6ha
 ・コメの採算点 1.5ha

※一説によると5ha規模農家の平均コストは、0.5ha規模の1/2程度

肉牛 平均育牛数 約10頭/1農家 ⇔ 北海道のみ約52頭/1農家

(2) 作り方による差（海外比較）

肉牛

	日 本		外 国	備 考
素(元)牛	(和牛) 30～50万/1頭	(ホルスタイン) 20数万円	5万円～10万円※	※10万円の素牛を輸入しても13～4万円
飼育期間	約24カ月	18カ月	15～6カ月	○肉牛は、14～5カ月をすぎるとそれ程肥えない。
飼料代(指数)	100(農協系)		※80～90(商社系あるいはカーギル社)	※但し、輸入飼料をベースとしている。

飼料代は、肉牛生産コストの30～40%を占める。日本の牛肉は、和牛が30%流通している。

(3) 消費者の嗜好、要求

牛肉 しもふり肉が良い 14～5カ月過ぎると肉牛の増体率が落ちるが、霜ふりを作る為に飼育期間を伸ばす→コスト増

キュウリ 真すぐの物が良い } 育成管理に手間暇をかける、曲ったものは選別→コスト増
 長さも揃った物を }

●その他 農機具費もコストの大きな要素

以上、国際的に見て割高な農産物の状況を、牛肉、コメを中心に触れたが、共通して云えることは、生産者に対する保護が存在することであり、各種補助金、支持価格制度（現在のコストをそのまま価格に折り込む制度、あるいは、補填するしくみ）などの結果、生産性向上の努力が不足したと云われている（他にも要因はある）。

これからの課題は、①国際化時代にふさわしい農業政策の推進②価格政策についても市場メカニズムを一層活用する（61. 4. 前川レポート）ことであり、国際的に通用する価格への努力、多角化や品質向上の努力であるとされている。

補助、育成も必要であるが、目的に合わない方法（例えば、過剰米対策として全水田の30%の減反と転作奨励金を農家の規模、経営状態（専業・兼業）にかかわらず一律に行うこと）では、農業を志す若者が夢を託せる、自立できる・魅力ある、農業は育ちにくい可能性がある。

まとめ

幅広く、且つ奥深い規制緩和という概念に対して、わかりやすく把える為に、具体的な「物価」をとりあげ、そして、流通、農産物制度について記述したが、公的規制はその他いろいろな分野に存在する。

〈例示〉

- ・宅配便には、手紙類他の書類は同封してはならず、別に郵送しなければならない。
- ・お米屋さんには1件の卸売業者との取り引きが原則となっており、又商売範囲は、本拠地と、近隣市町村に限定されていた（昨年緩和措置がとられた）。
- ・電話料金は、一通話市内10円であるが東京は区を越えても10円である。
- ・海外旅行航空券は、日本国内の代理店で買うのに比べて、海外で買うとグンと安い。
- ・質屋さんは、預けた人の人相まで覚えておく必要がある。
- ・何故同じ製品を海外で買うと安いのか。
- ・本は全んどどの店でも定価販売、しかも3冊に1冊が返品されるのに何故バーゲンが一般化しないのか。 …などなど。

今後、この「規制緩和」の具体的な動きが、あらゆる分野で出てくる。公的規制を緩和すれば、全てが解決するものではないが、規制緩和により、新たな展望が拓けることを認識すべきである。例えば今や生活に溶け込んでいる宅配便は、がんじがらめの規制の中からスタートをし、規制緩和を伴いながら発展してきた。その間、郵便小包も料金が下り、サービスもグンと向上し、更に、各種通信技術等の発達と相まって新しい産業への可能性が広がっている。

一朝一夕にして緩和はできなくとも、各分野における自助努力（特に流通・物流・農業の中小零細）が求められ、行政等によるバックアップ体制、そして、国民1人1人の理解と決意が必要である。何が1人1人にとって、豊かさに通ずるのかの考えに立ち、今後の方向作りをする必要がある。

出典・参考資料

- 「規制緩和・新行革審提言」一ぎょうせい（S63. 12. 22）
「日本の統計—昭和63年」総務庁統計局編—大蔵省印刷局（S63. 9. 10）
「—これで生き返る日本農業—コマ自由化革命」屋山太郎—新潮社（'89. 2. 20）
「豊かさの構築 流通産業」通産省産業政策局商政課編—（財）通産産業調査会（S62. 10. 1）
「新しい商業発展へのシナリオ—競争的共存を求めて」—日本商業労働組合連合会（'82. 6）
週刊東洋経済No.4700（S62. 1. 17号）他
日経ビジネス1988年11月7日号他



高齢化（雇用） 対策の焦点



同志社大学教授 中 條 毅

米国の調査機関・コンファレンス・ボードによると「米国の今後の10年間の労働力人口は年率1.5%以下の増加しか望めない。この増加率は1970年代の半分であり、90年代に入って特に若年労働力・良質の労働力確保に苦慮し、採用してからの教育投資が嵩み、コスト増を迫られよう」と指摘、「その穴埋めを主婦労働と高齢労働（早期定年退職者）に期待せざるを得ない」と説明している。

ところがわが国の場合一段と深刻で15歳から24歳の若年労働力は'90年代から2000年までには大体、60万人の絶対的な減少が予測され、より長期的には若年労働力の減少がさらにその後、著しくなりそのために労働力人口の絶対数自体も減少する。ある推計で労働力人口増加率は93年まで0.8%、そのあと2千年まで0.4%に半減するという。

一方、老齢指標—65歳以上の人口比率—は2000年にはわが国は16.2%になり、西独・スウェーデンと並んで世界のトップレベルに達する。その時、米国は、12.2%、英・仏も日本を下回りこの面では何れも、日本より競争力は強くなる。

つまり、①労働力人口増加率の減少②高齢化③貯蓄率の低下によって、90年代半ば迄は経済の繁栄が続くが、その後は明るい展望はみられない。その対策として、わが国の重点課題は、まず60歳以上、少なくともその前半層の労働力の活用つまりこの層の雇用、就業の場の確保とそのため能力開発が考えられる。終身雇用慣行の下では出来る限り同じ企業の中での定年延長が望ましく65歳までの定年延長が目標となるが個人差もあって結構難題であるから今からその条件整備に取り組まねばならぬ。

第二は、「生涯のスタミナの合目的配分」を考え、中年期の労働力の酷使とすり減らしをセーブし「労働と生活」にゆとりを持たせ、時短を進めながら、少なくとも60歳前半層の労働と雇用に余力を蓄えるように調整し、10年—20年をかけてこの層の活性化をはかることである。高齢者雇用の積極化、活性化と需要の年代間代替調整策を抜本的に考えねばならないのである。欧米と異なって60歳前半層の7割、後半層の4割までが、就業しており、わが国の高齢者の就業意識は高い。しかし一律定年制に伴う、種々の修正条件たとえば、賃金、人事労務の問題、職務内容、制度、職場環境の見直しから健康面の配慮等に至るまでの再編が必要となろう。

第三に、「年金支給開始年齢引き上げ」が「60歳代雇用確保」とワンセットで進められねばならない。現行の給付水準を維持しながら現役世代の今後の負担増を極力抑えていくため、繰り延べはやむを得ないからである。

最後に、これらの問題の背後には常に中高年労働者の職業能力の開発育成の課題がある。たとえば有給教育訓練休暇、生涯生活設計とその教育、広くはリカレント・システムの体制整備等を通して、中長期を展望し、新しい「労働と生活のスタンス」を再編成し、到来する超高齢化社会に対処しなければならないのである。

本橋は、1月30日に開催した定例研究会「高齢化に対する人事労務諸施策の研究—事例研究—」第1回講演の要旨です。文責 事務局

— 産政研だより —

('89年 1 月 1 日 ~ 4 月 末 までの主な活動)

- 1 月 16 日 ☆韓国「ソウル大学朴教授」との意見交換
17日 豊田工業大学岸田助教授の案内で来日され、相互の自動車産業の現況について意見交換し、豊田市にある和光化成、共和産業の工場見学や労使と親しく懇談。
- 1 月 25 日 ☆季刊誌「産政研」No. 1 HIVER の発行
労使にとって将来、大きな課題に発展していく可能性のある豊かさ、余暇、E C 統合、などを取り上げてNo. 1、冬号を発行。
- 1 月 30 日 ☆第 1 回定例研究会の開催
今年度のテーマ「高齢化に対する人事・労務諸施策の研究」の一環として、同志社大学教授中條毅氏をお招きし、「高齢化（雇用）の対策の焦点」と題して講演会を実施。
要旨は34ページを参照。
- ☆高齢化対応専門委員会を発足 ……概要は37ページ
高齢化問題を奥深く研究するため労使代表からなる専門委員会を発足させた。
- 2 月 23 日 ☆第 1 回専門委員会の開催
高齢化に対する人事・労務諸施策の研究をより具体化するため、労使代表委員による初顔合せをおこない今後の調査研究内容まで突込んだ論議。
- ☆第 2 回定例研究会の開催
高齢化の事例研究の第 1 弾として、松下電器労組・前川委員長を講師にお招きして「松下電器労組の高齢化対策」の取り組みについて、講演会を実施。
要旨は35ページを参照。
- 3 月 17 日 ☆第 2 回専門委員会の開催
今回より名古屋大学経済学部助教授大橋勇雄氏（本委員会コーディネーター）にもご出席いただき、①企業高齢化対応基礎調査 ②高齢化に関するアンケート ③退職者OB意識アンケート調査に着手した。各関係組織のご協力をお願いします。
- 4 月 21 日 ☆全トヨタ労連主催「政策・制度研修会」において研究発表
テーマ：流通（物価）問題
・これは、全トヨタ労連よりの委託に基づくもの
- 4 月 25 日 ☆季刊誌「産政研」No. 2 PRINTEMPS の発行
勤労観・生活観を意識した記事や、規制緩和の問題を取り上げてNo. 2 春号を発行。
- 4 月 26 日 ☆第 3 回定例研究会の開催
高齢化の事例研究として、名古屋鉄道㈱人事部・足立課長を講師にお招きして「従業員福祉と生涯雇用」のテーマで講演会を実施。

〈参考〉

「高齢化に対する人事・労務諸施策の研究」専門委員会の概要

1. 専門委員会の位置づけ

テーマの研究，調査，提言等にあたり，各組織の実態も踏まえ，的確なアドバイス，助言を行う。

2. 専門委員 構成表

組 織	役 職	氏 名
名古屋大学経済学部	助 教 授	大 橋 勇 雄
全トヨタ労働組合連合会	政 策 部 長	三 浦 友 裕
トヨタ自動車労働組合	産 対 局 長	森 敏 雄
日本電装労働組合	調 査 1 部 長	葛 卷 貞 行
アイシン労働組合	中 央 執 行 委 員	伊 藤 尚 敏
トヨタ車体労働組合	執 行 委 員	酒 井 伸 二
関東自動車工業労働組合	執 行 委 員	東 桂 木 利 美
トヨタ輸送労働組合	執 行 委 員	内 田 毅 良
アラコ労働組合	執 行 委 員	下 村 武
豊田合成労働組合	書 記 長	森 正 義
豊田自動織機労働組合	総 務 部 長	吉 田 宏
豊田工機労働組合	生 産 部 長	神 谷 保 彦
愛知製鋼労働組合	書 記 長	境 春 幸
トヨタ自動車株式会社	人 事 部 企 画 課 課 長	柏 原 正 則
日本電装株式会社	人 事 部 労 務 課 課 長	嶺 英 樹
アイシン精機株式会社	人 事 部 人 事 課 課 長	水 野 玄 四 郎
トヨタ車体株式会社	人 事 部 厚 生 課 課 長	八 木 正 好
関東自動車工業株式会社	人 事 部 企 画 課 主 担 当 員	河 合 俊 二
㈱中部産業・労働政策研究会	事 務 局 長	十 亀 義 則
〃	主 任 研 究 員	村 井 清
〃	主 任 研 究 員	加 藤 俊 行

※敬称略

3. コーディネーターのご紹介

名古屋大学経済学部助教授 大橋 勇雄氏

1945年生。1973年名古屋大学大学院博士課程終了。その後，名古屋市立大学，ハーヴァード大学留学，筑波大学を経て，現在に至る。

専攻：理論経済学，労働経済学。

— 編集後記 —

☆今や世の中の流れは“ゆとり”と“豊かさ”である。そこで本号は勤労観、生活観を意識しつつ、近い将来課題になるであろう“規制緩和の問題”の2本柱で編集してみました。その中で、奥野名大教授が執筆された電力の問題は研究論文であり内容のあるしっかりした研究員レポートと思う。この研究誌が若手の研究者にとっての発表の場となり後進の育成に1役買えればと願う。

☆専門委員会での「高齢化に対する人事・労務諸施策の研究」も本格的な調査活動の段階に入ってきた。関係組織の絶大なるご協力と退職者OBの方々にも、ありのままアンケートにお答えいただければと思っている。

今回は独自で取り組む最初のデータソースだけに内容あるものに出来ればと願っている。

☆4月1日から消費税が導入された。前日は買溜客でごった返したという。4月1日、名古屋駅近くで開催中のワールドショッピングフェアに出かけた。パーク&ライドで電車に乗ってみたら、従来の運賃510円に消費税分20円がオンされていた。入場券600円と生花買物1,200円はそのまま支払った。お目当てのステーキとヒレ肉2,000円とブランドネクタイ7,000円は外税3%いただきますといわれた。高級品・宝石類は安い。半額表示の上はまだ少し値引きしますよといわれ消費税など問題にしないと言った感じで衝動買いしそうな気になった。まさしく“消費にかかる税金だ”を実感した。一方では今回の消費税は①政府が短期間のうちに、にわか導入した影響から税の主旨や内税・外税があいまいな気がしたし②本当にこんな取り方できちっと税金として国へ納められるのか③厚生年金改訂の動きとからめて、高齢化社会への対応に本当に使われるのか④比較的生活に密着した物が便乗値上げされないうかを懸念せざるをえなかった。実施された今、国として、不具合い点の是正、監視体制の強化などをきちんと進めてもらいたい。とにかく、買物客とレジとの間でのトラブルなど実施前に云われていた混乱もなくスタートしたなあという感想を抱きつつ、エイプリルフールの一日を終え家路へ急いだ。

☆プランタン [printemps] (フランス語で春) の発行日である4月25日ともなれば野山も新緑に包まれ、もう目の前にエツテ [été] (夏) が近づいてくる。

本号について、すがすがしいグリーンの上からナイスショットのご意見、ご要望をお聞かせください。

産政研 1989 No. 2 PRINTEMPS

1989年(平成元年)4月25日発行

発行人 梅村志郎

編集・発行所 財団法人 中部産業・労働政策研究会

〒471 愛知県豊田市山之手8丁目131番地 電話 0565-27-2731

愛知労済豊田会館3F FAX 0565-27-2259

第 A 類
印書藏研政產
No. 16

1.4.26

(財) 中部産政研・季刊誌

一九八九年四月二十五日発行

発行人・梅村 志郎

電話 〇五六五 二七二七三番地
豊田市山之手八丁目三番地